

お元気高齢者への施策について

コロナに振り回されたここ3年半、ようやく何とか落ち着く方向に向かっており、ホッとしています。改めて周囲を見るとコロナで様々な影響を受けたことに気づき、その影響の大きさに驚きます。

●コロナがご高齢者に与えた影響

ご高齢者のアンケートによれば、今でも外出を控えている方が3割以上。移動・外出・交流を控え、対面や対話を避け、運動不足やコミュニケーション不足となり、その結果として、歩行の衰え、認知機能の低下、身体の衰弱や意欲の減退などが心配されます。また、このようなアンケートに回答せず、行事にも参加されない方々の実態こそ重要です。

影響は今現れているだけでなく、3年後、5年後、10年後に現れることもあります。

●福祉の観点だけでなく積極的な施策を

シルバー人材センター、老人福祉センター、老人クラブなど、ご高齢者の施策というと、昭和の時代に始まり、今も実施されている事業が多くあります。これまでの施策を見直すと同時に、10年、20年先を見越した対応を図る必要があります。

福祉に目が行きがちですが、まだまだ元気で活動的な方がますます増えています。その方々への仕事の紹介、ボランティアや趣味の場の提供など、生きがいづくりの施策との両立こそ必要です。高齢化が進んでいる鎌倉市は、お手本にできる自治体が少なく、国が提起する施策を待っているのは遅く、自ら課題解決に向けての道を切り開いて行かなければなりません。



9月議会で一般質問中の前川

前川あやこの活動はブログ「いやさか通信」Facebook、Instagramをご覧ください。



ブログ「いやさか通信」から

「防災国体2023」に参加



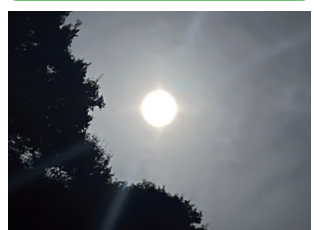
横浜国立大キャンパスで開催。避難所の設備、防災教育の教材、被災地のデジタル活用など、日進月歩。常に知識の更新が必要(9/18)。

鎌倉殿の13人を篠笛で



大広元などゆかりの十二所神社の宵宮。篠笛同好会の会員としてご挨拶。演目の「鎌倉殿の13人」は本当に難しかった。大緊張(9/2)。

スーパーブルームーン



普通の満月より3割以上明るいという。薄雲を貫く光に強いパワーを感じ、当夜行われたバスケットはオリンピック出場決定(8/31)。

浄明寺町内会館にAED



少なくとも町内会役員はその使い方を知らなくてはと講習会。講師は鎌倉消防署浄明寺出張所の方。知識と体験こそ重要(8/27)。

宅間谷でタマムシ



熱中症アラートが続く夏の終盤、宝石のような虫の亡骸を発見。本当に美しい、生物の不思議を感じます。瓶に入れて家宝に(8/21)。

4年ぶり、鎌倉宮盆踊り



コロナで中止されていた鎌倉宮宵宮の盆踊りが大盛況。二水会、すみれの会の踊り手が集まり、地元の中学生も掛け声をかけて参加(8/20)。

前川あやこのホームページからブログ「いやさか通信」をご覧ください。  
http://www.maekawa-ayako.net

【発行】前川あやこ 【住所】〒248-0003 鎌倉市浄明寺2-10-8  
【TEL / FAX】0467-23-0964 【E-mail】info@maekawa-ayako.net  
【前川あやこ履歴】1960年鎌倉市二階堂生まれ、聖心の園幼稚園  
第二小・中学校、聖園女学院、日本大学。

共育のまち、鎌倉をつくろう



鎌倉市安東市(大韓民国)友好都市提携10周年を記念して、安東市から市民団をお招きしての祝賀会を開催。提携が成立してまもなく、当時私は第1回目の市議会議員でしたので、安東市の仮面フェスティバルにお招き頂きました。提携からはまだ10年ですが、すでに20年に渡る永いお付き合いです(2023.7.18)。



無所属 鎌倉市議会議員5期

# 前川あやこ

2005年から5期連続当選

会派「夢みらい鎌倉」所属

教育福祉常任委員会委員

レポート No.80 2023,10発行

2023年9月議会からのご報告

- 1 お元気高齢者への施策について
- 2 ご高齢者の就労と社会参加
- 3 みらいふる鎌倉と各地老人クラブ
- 4 ご高齢者の外出にまず移動手段を





## ご高齢者の就労など、社会参加について

H29年からR4年度まで行ってきた「生涯現役事業」は終了。鎌倉市では改めて生きがいを持って働くことができる環境と機会の提供が必要と考え、それぞれに合った働き方で「はたらくまち鎌倉」の実現に繋げるべく、「ジーバー(GBER)」システムを取り入れました。

### ●AIを活用して求人掲載、応募するジーバー

地域の元気高齢者を集めるといった意味の頭文字を取ったジーバー。AI活用で、必要な仕事、そのスキル、時間、地域など細かく掲載して人と仕事を繋げるシステムです。就労とともに、さらにボランティア活動や生涯学習などについても応募ができるようになります。

この取り組みが始まって半年余り、いかに周知させるかが課題です。

### ●「鎌倉市シニアガイド」の活用も

就労セミナーなどの各種セミナー、あるいは鎌倉広報やSNSでの周知も計画されています。今は就労ということで「商工課」が担当課となっていますが、ご高齢者の生涯を大きくカバーするという意味で、「高齢者いきいき課」などとの連携が必要。そうすれば、「鎌倉市シニアガイド」などにも告知ができて、さらに広めていけます。

これまで「シルバー人材センター」が活用されてきましたが、時代は大きく変わり、ご高齢者のスキルも多様になっています。お元気な体と能力を活かして就労、ボランティア、生涯学習と活躍の場は広がりつつあります。

「ジーバー」システムの活用を新たな施策と位置づけることを要望します。

### 「鎌倉市シニアガイド」

鎌倉市のご高齢者が快適なセカンドライフを送るために、様々な情報が載せられている。さらに就労やボランティア活動、生涯学習などを載せ、「お元気なご高齢者のためのガイド」としてはどうか。「鎌倉市シニアガイド」は「高齢者いきいき課」や地域包括センターなどで配布されている。



## みらいふる鎌倉と各地域の老人クラブ

鎌倉市では各地域の老人クラブが連携して、老人クラブ連合会がつけられ、「老人」のイメージを変えるため「みらいふる鎌倉」と呼ばれています。

しかし、高齢者人口は増えているのに、会員数は減少(H30年3,569人→R4年2,376人)。各地域の老人クラブ数も減っています(H30年70カ所→R4年52カ所)。これは他市でも同様で、藤沢、茅ヶ崎、逗子などいずれも減少しています。

### ●多くの方々を迎えるために

現在60歳代の会員は非常に少なく、活動に携わる人はごく僅か。60歳代の方々はまだ働かねばならず70歳代になって時間にゆとりができて、いざ加入する段になると、なんとなく入って行きにくい状況があると聞きます。

加入理由には「誘われたから」という理由が最も多く、未加入の方を誘えるような機会やイベント、仕事をしていても加入できる、世代に合わせたイベントなど、アイデアが必要です。

### ●運営事務局の体制強化

各クラブの活動であっても、今は計画書や予算書、決算書などがパソコンできちんと整理されたものが求められる時代。それが逆に負担となり、活動を妨げているという話も聞きます。例えば役員にPC能力が求められ、役員不足が起きています。事務局の役割を担う人がいれば解決できることです。

連合組織「みらいふる鎌倉」には、さらに多くの事務能力が求められます。市職員のサポートはあるものの、会員の高齢化、作業負担増で支障が出ています。ぜひ、一定の場所に事務局を設置し、経験ある職員を継続的に配置する必要があります。

### 「老人」という名を変えませんか？

老人クラブや老人福祉センター、市の施設には老人という言葉が使われます。しかし内容はすでに多世代交流の場であったり、地域交流の場へと変化。50年以上も使われたこの呼び方、そろそろ変えませんか。ご高齢者の中でも、老人と呼べる層は少ないのでは？



## ご高齢者の外出にまず移動手段を

ご高齢者の外出は、健康づくり、社会参加などの他に、孤独感の緩和につながるなど様々な効果があります。実際にアンケートでも一番多い回答が「交通・移動手段」の希望です。

### ●新交通システムの導入を

市ではすでに交通不便地域の解消を目指して、例えば二階堂・浄明寺地区での実証実験を進めています。また市民自身がパーソナルモビリティとしての電動カートの試乗会を計画しているところもあります。

さらに社会福祉法人のきしろ社会事業会が、二階堂地区で送迎車を走らせる計画で、10月以降に実証実験が始まります。

一方、既存の各老人福祉センターへの送迎車の利用も始まっています。障がいのある方だけでなく、すべての人を乗車対象にしたり、希望に応じて運行ルートの変更や駐車場所を増やすなどの工夫で、地域交通として利用できるよう研究しています。

地域の交通手段は、高齢者だけの問題ではなく、障がいを持つ方、妊婦、塾通いの子どもたちにとっても重要です。担当部署だけでなく、全市を挙げての取り組みをお願いします。

### 開設1年「みちテラス」

子どもからお年寄りまで、皆が集まる憩いの場。相談したり得意なことを活かして助け合う場。たわいもないおしゃべりができる場。児童、障がい者、ご高齢者、あるいは地域の方々が集い、デイサービスが展開されるとともに、多世代の居場所、が実現しつつあります(社会福祉法人きしろ社会事業会が開設)。



### 県内初フリースクール利用補助

市では9/1からフリースクールを利用する際の経費の一部の補助が始まっている。補助額は利用料の3分の1、1ヵ月あたりの上限は1万円。対象は市内在住の小、中、高校生の保護者。通う場所は市内に限らない。